

平成29年6月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成29年6月30日(水)

[委員会の概要]

山西委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

田尾県民環境部長

理事者において、説明、又は報告すべき事項はございません。よろしくお願ひ申し上げます。

山西委員長

それではこれより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

嘉見委員

先日の徳島新聞に、小松島のJA東とくしまが、農地転用のことで出ております。

2か所に不適切なことがあったということが新聞に載っています。現状はどういうようになっているのか。

宮本農林水産部次長

新聞で報道されました、小松島市立江町の農地に農地法の許可なく土砂を置いた案件についてのお尋ねでございます。

この度の案件は、あいさい広場の拡張工事に係る敷地造成ということで発生した土砂を、工事受注者が一時転用の許可を受けていない農地へ搬入したものでございます。

4月4日の案件につきましては、近隣の住民からの通報によりまして事案が発覚したことを受けまして、県と農業委員会が、搬入事業者と土地所有者に対して、土砂搬入の即時停止と一時転用の許可をするようにという指導を行いました。

現在、一時転用許可の申請を小松島の農業委員会が受けまして、許可相当の意見を付して、県の農業会議に意見照会を行い、県に許可申請を送付することが決定したというような状況でございます。

それから、もう1件。JA東とくしまが、あいさい広場の進入路について、農地転用許可を受けておる農地以外の所に土砂を土木事業者が積んでいたというようなことが、小松島市の農業委員会を通じてありました。

これは5月10日に県と市の農業委員会とで、現場を確認して原状回復を指導し、5月19

日には原状回復がされているところがございます。

嘉見委員

最初の分は、原状回復はされていないという認識でいいのか。この新聞によったら、これは小松島の農業委員会が、県に今度許可を申請してこのままでいいと、今の埋め立てたまま許可するという事なんか。

宮本農林水産部次長

さきの案件についてのお尋ねでございます。この案件につきましては、土砂の量が大変多かったというところがあったり、安全措置を講じる必要があると、周りに影響もあるというところ、先に安全措置をしていただいた上で、搬出をしていただくということで、一時転用許可をとって、その後2年間をめどに搬出するというようなことで、農業委員会が許可相当ということで、決定をしたところがございます。

嘉見委員

県は、申請が上がってきた時にどうするわけ。

宮本農林水産部次長

基本的には、搬出計画又は安全対策、あと、適正に最後まで実施するという誓約書、こういった形で出てきて、書類がそろっておりますということであれば、県のほうでも許可をするというように、対応をしたいと考えております。

嘉見委員

一旦、のけてもらわなくても許可するわけ。こういうことが全県で起こってもいいわけやな。みんな先に埋め立てといて、そして、後でのけますって言うて一筆書いたら、全県下それでいけるわけやな。

宮本農林水産部次長

委員お話のとおり、許可なく農地を転用すること。こういったことは違法でありまして、今回のような事案は決して好ましいものではないというふうに思っております。

しかしながら、現実的には事実行為がされた後に発覚するといった事例があります。農林水産省においては、こうした事案を把握した場合、速やかに行為の停止、それから違法状態の是正をなさうというふうなことでございます。

そういった観点から、原状回復ということが望ましいわけでございますが、それを求めるか否かということにつきましては、優良農地確保の観点で対応いたしまして、追認許可申請ということも有り得るということになっております。

また、今回の場合は、一時転用というふうなことでございまして、その後、農地に回復されるというふうなことで、やむを得ないものと考えております。

また、最高裁の判例でも、類似の事案があるというところであって、この度の取扱いが他の事案との比較において、公平性を欠くというふうなことはないというふうに認識しております。

ます。

嘉見委員

仮置き場はいつまでいけるのか。

宮本農林水産部次長

現在、出てこようとしている申請においては、転用許可後2年を限度という計画になっております。

嘉見委員

今、2年後と言ったな。2年の間、置いておいてもいけるというわけか。

宮本農林水産部次長

業者の計画では、許可後、速やかに搬入を開始いたしまして、できるだけ早く搬出するというような格好になっておりますが、最長で2年ということでございます。

嘉見委員

仮置きしておいて、1年以内でもその土を売るとか、そういうようにしてのけるというような話を、全県下してもいいと言うことやね。これは、きちんと答えてくれよ。こんなのは、いくらでもずっと置きだすぞ。それで業者が潰れたら置きっぱなしになってしまう。全県下それでいいということか。

宮本農林水産部次長

このような行為、非常に好ましくないというようなことで、早期発見、早期是正が大事ということで、農業委員会を通じて農地パトロールをしながら現場を発見し、早期是正に努めているところでございます。

こういったことがないように、今後とも頑張っていきたいと考えております。

嘉見委員

この行為をしていることで、何遍注意したのか。

山西委員長

小休します。(10時44分)

山西委員長

再開します。(10時44分)

宮本農林水産部次長

ただいま手元に経緯を記録したペーパーはございませんが、再三にわたり、現場に足も運び、県庁にも呼び指導したところでございます。申し訳ございません。

嘉見委員

今まで再三にわたり注意してきて、こういうことになっている。2年以内ののくという確約はどこにあるのか。

宮本農林水産部次長

今回、一時転用許可を行う時に、改善計画書というものを提出させて、その履行について誓約書という形で、確認をしておるところでございます。

嘉見委員

計画書を出したら、それで済むわけか。そんなもの、いくらでも書ける。今まで注意しているのに、ずっと放ってきた。それが2年の間にのくということがあるか。

こういうことが全県下に起こってもいいということになるので、県としての態度をきちりしとかなあかんぞ。一旦取りのけて、それから許可を出すというのなら今までの例の通り。放ったまま置いて許可を出して、それやったら、放った者勝ちでないか。

それを、県がこれから今正に許可しようとしている。そういうのは今まで例があったのか。みんな取りのけて、原状復旧させて、許可出してきているだろう。そんなもの、次々そうやってしていってたら、いくらでもできてくる。これは、県として基本的にどう考えているのか。

宮本農林水産部次長

農地転用違反につきましては、先ほど答弁しましたように、転用事案発生後に発覚するというような事例がございます。こういった場合、追認するという形を取って、過去にもやってきております。昨年の例で申しますと、29件ほどこういった事例がございます。

嘉見委員

今まで注意してきて聞かんやつに、違反しよる時にも注意していたのに、それでまだ追認するのか。注意をいついつしたというのが書類で残っているだろう。注意もしていたが、放ってしまったから今度は追認する。そんなものがまかり通っていったら、全県下こうなっていくぞ。それだけ信用できる人がするんなら注意した時に止めるのと違うか。一旦普通は取りのけて再申請させて、許可するのが当たり前の話ではないか。もっときちんと答えてくれ。

宮本農林水産部次長

好ましくない事案というふうに理解はしております。ただ、原状回復するよりも、先に安全措置を講じ、周りに影響を及ぼさないようにブロックを積み、安定基盤で切ると、こういったことが優先されると判断いたしました。そういったことで、一時転用でもあるというようなことで、今回追認という形を取らせていただきました。

嘉見委員

これから、こういうことでずっと許可していくんだったら、こういうことは幾らでも起こっていく。ある所には、みんなのけてからでなければいかん、今度は放った者勝ち。のけさせたことやって幾らでもあるだろう。どこにきちんとした公平感があるのか。原状回復して許可し直しをさせた事例も何回もあるはず。これはいけてこれはあかんという事例を言ってくれ。

山西委員長

小休します。(10時50分)

山西委員長

再開します。(10時50分)

阿部農林水産部副部長

無断転用につきましては、委員おっしゃるとおり不法行為でありまして好ましくないということは十分承知をいたしているところであります。県といたしましては、県民の安全・安心の確保、また優良農地の非農地化防止を最善に考え、是正を指導しているところではございます。

一方、県民の安全・安心の確保につきましては、許可後、速やかに搬出をすとか、安全対策を行うとか、こういう観点を含めて一つは考えているところでありまして、今回の土砂につきましては、大量の土砂を搬出するということとなりますと、周辺の農家とか住民の方にも影響を与える恐れがあるということもございまして、まずは安全措置をしっかりと構築して、適切な時期に速やかに搬出させるよう指導してまいりたいというふうには考えているところでございます。

嘉見委員

一旦搬出させてから許可を下ろすということだな。

阿部農林水産部副部長

今の御質問でございますけども、このあたりは、そこまでいけないところもございまして。そういうことで、一時転用ということもございまして、農業委員会とか関係者とも意見も聞きながら、一時転用の許可が取れるか、そのあたりも含めまして検討していきたいというふうにご考えております。

嘉見委員

安全・安心を言っているのではない。県民全部公平でないといかんでないか。許可を取らずにやって、全部のけさせて原状復旧させるというのは、幾らでもあるよ。これはいけて、他があかんという理由は何かと言っている。

阿部農林水産部副部長

繰り返しになりますけれども、今回大量の土砂が搬入されておりまして、県の視察段階

では搬入は停止させて、これ以上はないということと、安全対策を確保させたということでございます。この段階で、先ほど申し上げましたとおり、現段階で大量の土砂を搬出いたしますと、周辺農家の稲作等にも影響があるということで、一時転用をまずはさせて、違法状態を解消して、その後に土地の件というような形で進めていければと考えております。

嘉見委員

出す時は安全・安心を言うけど、入れる時は何も言わんのか。入れる時も出す時も一緒だろう。そうして注意してきたんだらう、それを守らずに埋めてしまつとるでないか。安全・安心と言うんだったら、それは入れる時に言え。いつも一般の県民が先に埋めとつたら、みんなのけさせて、それで許可下ろしたらいい。のけさせずに許可を下ろすのはどうしてかと聞いている。

宮本農林水産部次長

今回、一時転用という形を取らせていただきまして、農地に復旧するというようなことで、この方法を取らせていただいております。先ほど来申しておりますように、こういった違反転用、これ非常に好ましくないというようなところではあります。農地に返すというようなことも重要でございますので、こういったことで対応させていただきたいと思っております。

嘉見委員

一緒のことばかり。きちんとした理由を言うてくれ。許可を下ろす理由と許可を下ろさなかつた理由を。これだけ許可下ろして、他は一回土をのけさせて許可を下ろすって、この差は何だということと言よるわけで。こんな答弁しよるようなことは聞いてない。

山西委員長

小休します。(10時55分)

山西委員長

再開します。(10時56分)

阿部農林水産部副部長

今回の事案につきまして、現在のところ一時転用ということで、追認ということで進めて、考えていたところでございますけれども、委員の御意見も十分踏まえまして、今後どうするかということを再度、検討させていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

嘉見委員

そうしたらまた検討してくれるということか。

それと、あの広い土をのけるのに、当然、開発許可があつたらう。この開発許可では

土をどこへ置くと言っていたのか。

旭まちづくり創生担当室長

開発につきましては、残土の仮置き場のほうにつきましては、開発区域外ということでございまして、飽くまでも開発許可につきまして、開発する区域についての申請でございます。それについて許可をしているということでございます。開発区域外については、開発許可の中には含まれていないとそういうことになるわけでございます。

嘉見委員

区域外だったら、外へ出さなければ何でも許可をくれるのか。開発許可は。

広い土地を土を取ってやっているが、どこへ土を置くというのは開発許可区域外だったら、どこに置いてもいいということで許可を出しているのか。

旭まちづくり創生担当室長

決してそうしたことではございませんで、飽くまでも、適正に他の法律の下で開発許可を下ろしている…

嘉見委員

きちんと分らんのかやけど、どこどこへ土を置きますということを出して開発許可をもらうのかと思ったら、そうでもないのか。

旭まちづくり創生担当室長

開発許可の申請に当たってはそういったものになっております。

嘉見委員

どこに処理するのかを出しているのかということを知っている。どこでも置けるわけか。この開発許可を取る時に、これだけの広い山を採って。

旭まちづくり創生担当室長

それを、どこに置くかということまでは審査の条件には…(「うたっていないのか」と言う者あり)はい。ただ、それは当然適正にされるものだろうということですので、委員も許可を与える以上、当然そこまで含めて開発申請審査するべきではないかとのことでございますけれども、それは自己責任において…

嘉見委員

こういう不適切なことをした所に開発許可したやつにも許可を下ろすのか。結局、最後には何かあるんだろう、これやって適当に。

旭まちづくり創生担当室長

そういった罰則規定はございません。

嘉見委員

ないのか。一回許可もらったら、そのままいけるというわけか。

旭まちづくり創生担当室長

開発区域内の変更であれば、当然、適時変更申請していただきますけれども、開発区域外でありますとか、例えば仮設道路でありますとか、開発区域外の道路、そういうものについてはですね、特に都市計画課としては、注意勧告、警告をしているところでございます。

嘉見委員

開発するのに、どこどこへ土を放ると申請を出してくるのかと思ったら、そうではないんやな。開発をする時に、この残土はここへ置きますということは、開発許可の中には書いてこないのか。

旭まちづくり創生担当室長

残土は当然発生するのですが、残土の置き場まで申請書の中に書いてはございません。

嘉見委員

どこへ放ってもいいということやな。

旭まちづくり創生担当室長

決してそういうことでは。それを見込んでいるわけではないですけども、当然、この部分については、適正に対応していただいているというのを折込済みで許可をしております。

嘉見委員

適切に対応していない。そんな時はどうなるのか。

旭都市計画課まちづくり創生担当室長

そのことにつきましては、当然、許可した側としては一義的に責任といたしますか、多分あると思うんですけども、飽くまでも許可の案件として、残土を捨てる場所の指定はしてございませんので。ちょっと繰り返しになりますけども適正に運んでいただけると。

嘉見委員

それは分かるんだけども、不適切なことをした所は、どうなるのかと聞いている。

市原県土整備部副部長

開発許可の際の残土の処分の話でございますけれども、開発許可自体には、どこどこに

捨てるというふうな項目は入ってございません。

ただ、その許可を出す前提といたしましては、いろんな各種法令に基づいて適正に処理をしていただくということは、当然のこととございまして、それに違反する場合は、各法令に基づいての指導を行うということになるかと考えております。

嘉見委員

適切にできとらんのやけん、指導したのか。

市原県土整備部副部長

開発許可という意味での指導ではございませんけれども、各法令を所管する部門として指導していくことになるかと考えております。

嘉見委員

ほな、あとあと指導してみてくれ。

それと、この事業においてJA東とくしまに1億5,000万円、来年補助金が出ている。そんな不適切な所に補助金はまだ出してないと思うけど、こういう不適切なことをしている所に補助金を出すのか。

宮本農林水産部次長

今回の事案につきましては、農地法の許可を受けることなく、農地に土砂を搬入しました土木建設業者、それから農地を所有いたします土地所有者が農地法上の処分の対象ということになります。

処分対象は、飽くまで違反する行為を行った者ということでありまして、あいさい広場拡張工事の発注元JA東とくしまにつきましては、土砂の処分を依頼したということであるものの、JAは当該土地への搬入先を指示してはならず、請負事業者の自らの判断で当該土地への土砂を搬入したということとございます。

こういったことから、今回の農地法違反の処分対象とはなっておりませんし、事案発生に対する法的責任を問うことはできないというふうに考えております。こういったことでありますので、関係事業ということとございますが、JA東とくしまへの事業の交付決定、これを取り消すということは困難であるというふうに考えております。

しかしながら、県としては法令違反がJA東とくしまの工事に起因しているというようなことを重視いたしまして、違法状態の早期の解消に向けてJA東とくしまに対して最大限の努力を行うよう指示したところでありまして、今後、法令違反を解消できるようにしていきたいと考えております。

嘉見委員

県が海部病院でようけ土を採った。業者に請け負わせて放ったとして、県は一つも責任を負わなくていいのか。

山西委員長

小休します。(11時06分)

山西委員長

再開します。(11時07分)

阿部農林水産部副部長

この度の違反転用案件につきましては、公金対象事業であります、あいさい広場の食材提供施設の整備に係ります造成工事において発注したものであります。JA東とくしまにつきましては、先ほども次長から申し上げましたとおり、この案件に対し、まず法令の処分の対象となりますのが、土地の搬入者又は土地の所有者ということで、これにつきましては農林水産省のほうでも聞いたところでもあります。

このことによりまして、即座に交付金の決定を取り消すということは、現段階では難しいというふうに考えておるところでございます。

嘉見委員

即座に難しい。取り消す場合もあるという意味か。どういう意味か、これは。

阿部農林水産部副部長

先ほど、申し上げましたように、今回の案件に対します法令におきます処分対象者は、JA東とくしまは対象外ということになっておりますことから、国の交付金の決定を取り消すのは難しいと考えております。

嘉見委員

取り消すのは難しいということで、一般の人はこういう事案をしょって、違法をして補助金を取り消された所は幾らでもあるわな。それで1年補助金申請停止とかいうのは農協もたくさんあったと思う。それなのに、これは何もなしで済ますわけやな。

阿部農林水産部副部長

今回の案件につきましては、県が農地転用につきまして、関係法令周知とか遵守を進めてきた中で、こういう案件が起こったことは誠に残念であると考えておりまして、JA東とくしまにつきましても、道義的な責任があると考えているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今回の案件に対する法律によりまして、案件の対象者にならないと交付決定の取消しは難しいと考えておるところであります。

しかしながら、今回の交付金につきましては、違法状態が是正されない限り、工事の着手を行わないよう、JA東とくしまに対しましても強く要請しているところでありまして、今後ともその状況を監督していきたいというふうに考えております。

嘉見委員

今の答弁を聞いていたら、原状復旧したら補助金は出すという意味か。一回土をのけてしまったら、補助金は出すという意味みたいに聞こえたんやけど。この辺きちんとしてく

れ。

宮本農林水産部次長

違法状態の解消というような状況は、今回想定しておりました一時転用許可、これを受けた段階でというような意味でございます。

ただ、一時転用許可をするかどうかは、今後農業会議の意見、照会、県の判断ということで再度、阿部副部長から答弁させてもらいましたように、その経過を見ていくというようなことになっておりますので、その一時転用許可の状態によるというようなことになると思います。

嘉見委員

一時転用許可を出したら補助金は出すということやな、今の答弁だったら。

この補助金ってどういう理由で出ているのか。

新居農林水産部次長

あいさい広場の補助金でございます。中山間地域所得向上支援事業ということで中山間地域、つまり、この場合は勝浦町と上勝町になっておりますけれども、こういう所の産品を都市部の方にPRするというような事業でございます。

ですので、これまであいさい広場は産直市として運営してきたわけでございますけれども、新たにその上にレストランを付けて、更に都市部の人に中山間地域の人たちの産品をPRして所得向上につなげたいとこういう事業でございます。

嘉見委員

レストランをするのに補助金を出すと。金額は幾ら、そして補助率は幾らか。

新居農林水産部次長

レストランに係る部分の総事業費でございますけれども、2億8,954万1,987円でございます。補助率は2分の1ということになります。

嘉見委員

補助をもらうのに当然、図面とか経営計画みたいなものがあるだろう。図面を見せてくれ。どんなレストラン、3億円近いレストランを造るといって許可を出すわけ。それを経営計画、あの山の上で、3億円も出して絶対レストランや経営できないだろうという感覚はある。

どういう図面を書いてきて許可を下ろしたのか。どういう経営計画を出してきて、補助金を出したのか、ちょっとお聞きしたい。

新居農林水産部次長

まず、事業計画でございます。レストラン部分の収支についての詳細については、レストラン部分の収支計画につきましては、詳細な資料は頂いておりますけれども、まず概略

を申し上げますと、収支計画としては、収入は約1億6,000万円ほど見込んでおります。それから、支出といたしましては減価償却資産の減価償却費を含んだ状態でございますけれども、約1億5,000万円の支出を見込んでおります。結果、営業利益としては年間約1,000万円程度の利益を見込んでいるということでございます。

嘉見委員

3億円も近い建物でレストランをするのか。どんなものかちょっと概略を見せてくれ。

新居農林水産部次長

もちろん平面図はあるんですけども、委員長、これどういたしましょう。今、手元にお配りする枚数を持ってないんですけど。

山西委員長

はい。それでは後ほど委員各位に配付をしていただけませんか。

(「後ほどでいいのか、小休したら」という者あり)

小休します。(11時15分)

山西委員長

再開します。(11時20分)

嘉見委員

これどっちがレストラン。白いほうか。これだけの建物に3億円かかっておる。坪いくら。

山西委員長

小休します。(11時21分)

山西委員長

再開します。(11時21分)

新居農林水産部次長

おおむね74万円程度でございます。

嘉見委員

机とか、ほんなんは別だろう。補助金対象外だろう。

山西委員長

小休します。(11時21分)

山西委員長

再開します。(11時22分)

新居農林水産部次長

机等の什器につきましては入っておりませんが、冷蔵庫とかそういう調理の備品・設備につきましては、この経費に入っているところでございます。

嘉見委員

これ冷蔵庫は入っているのか。冷蔵庫も入って坪70何万円て安いほう。その割に3億円もかかるか、これ。

時間がきたようでございますので、後でまた教えてもらおうかな。ちょっと気に触るんで。私も怪しいと思うんやけど。

榎本委員

環境、地球温暖化の防止についての切り口から、順次お伺いしてまいりたいと思います。

さきの代表質問におきまして、水素を燃料とする燃料電池バスの導入についてお伺いをいたしました。これは、本県が、水素グリッド構想を掲げ、いわゆる地球温暖化の防止について、積極的に努力を行っていくという、知事も政策の目玉みたいのに向けて取り組んでおり、既に公用車も6台。そして充填所も用意をされて、四国の中ではだんとつに進んでいる。全県的なレベルでも、よく進んでるところでございます。

そこで、燃料電池バスを導入してはどうかという新しい国の提案として、グリッド構想の実現に向かって、より進化させるために水素バスを導入してはどうかという提案をいたしました。

既に東京では、東京オリンピックというのは環境をテーマにしたオリンピックでございますので、その選手の送迎に100台導入すると、こういうことになっております。それも2020年ですから、もう目の前にきております。そして既に、その実証段階として2台導入したと。本県におきましても導入するという答弁を頂きました。そして、燃料電池バスの特性とか課題について早急に部会を作って検討してまいりたいと。こういう積極的な御答弁を頂きましたが、この部会というのはどんな性質のもので、どんな方が、いわゆるこの水素に対しての造詣の深い方々、技術的には造詣の深い方々がなられると思うんですが、そういう方が徳島県にいらっしゃるのかなと、ちょっといろいろ心配しているのですが、いかがなものでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

榎本委員から燃料電池バス導入に係る御質問を頂きました。さきの榎本委員からの質問におきまして、知事から燃料電池バスの2020年導入を目指すというような形でお答えをさせていただいたところでございます。その中でまず検討部会というものを立ち上げさせていただくというような形で御答弁させていただきました。

今、我々考えてございます検討部会でございますけれども、先ほど委員からもお話のありました、県の水素グリッド構想を検討していただきました県の水素グリッド導入連絡協議会という組織がございます。こちらについては、元々地方からの水素社会実現を更に加

速化するためという形で出来上がった協議会でございまして、水素を使ったいろんな事業者の方ですとか、あるいはその専門知識を有する学識経験者の方から相成ってる協議会でございます。今回の検討部会につきましては、そちらの連絡協議会の下部組織という言い方が正しいのか分かりませんが、導入連絡協議会と連動・連携いたしまして構成をしたいというふうな考えでございます。

具体的に申し上げますと、正に連絡協議会のメンバーを母体としまして、そちらに今回バスということでございますので実際にバスを製造している、例えば具体的に申し上げますとメーカーさん、トヨタさんでありますとかですね、連携して、実際にバスの製作につきましては日野自動車ということでございます。そちらの関係の方は元より、実際のバスの導入になりますとどういう形になるかちょっと未定なんですけれども、実際、運行ということになりますとバス事業の関係者の方なんかに御参加を頂くことになるのかな、というような形で構成考えてございまして、そういった方に御意見を頂戴しまして、先ほど委員からも頂きましたけれども、燃料電池バスの仕様でありますとか、いろんな課題がございます。そういった部分、課題解決、課題のまず洗い出し、あるいはその解決方法、あるいは、そもそも燃料電池自動車・バスの活用方法など、幅広く検討を進めてまいりたいと考えてございます。

樫本委員

日野自動車さんとか、バス事業者さん、恐らく徳島バスだろうと思うんですが、今後の運行面とか、いろいろな課題をこれから探るんですが、既に東京では導入されて運行されておりますので調査されてると思うんですが、現時点でどんな課題が出ていますか。

岡島自然エネルギー推進室長

課題に関しての御質問でございます。これまで公表されております情報や燃料電池バスが、今、我々が知り得ているその仕様から推測される課題といたしまして、例えば走行距離、走行可能距離の問題でありますとか、水素充填場所を考慮した、いわゆる運行路線の設定、あるいはそもそも車両の価格がいかほどなのか。あるいはメンテナンスですね。いわゆる整備とかですね。そういったあたりの経費が幾らになるのか。もちろん、そういった部分で経費負担をどこがするのかとかいう点もまずは考えられます。まだちょっと若干不明な点がございますけれども、運転するにあたって、例えば特別な資格、大型の免許ではないかと思っておりますけれども、いろんな特別な資格が必要なのかどうか。あるいは水素の充填方法についても、基本的に今は燃料電池自動車が走ってますけれども、そういうのと同様なのかどうか。あるいは高速道路や、あるいは自動車専用道路について走れるのかどうか。あるいは先ほど東京オリ・パラに向けて導入を東京が目指してということで100台というようなこと聞いておりますけれども、そちらの方向、生産計画ですね、いわゆる地方枠と言いましょうか、その地方にも配分がどのような形で出てくるのかとか、そういったあたり確認すべき課題がたくさんあるのかなというふうに考えてございます。

樫本委員

課題として、走行可能な距離、もうこれは既に東京では分かっていますね。そして、それ

によって運行路線の決定する所とか決まって。今、東京では国際展示場のビックサイトと東京駅かな、やってるんですが、これは比較的近いですよ。そして、どこで充填しているのか、ちょっと僕も調べていませんが、その近くのいわゆる拠点、バスの車庫の所でやっているだろうと思うんですが。比較的、距離はこれは近いですよ。徳島も多分近距離で乗降客の多い所の路線になると思うんですが。これは余り心配はしておりませんが、とにかくそのいろいろな規制とか課題、これをしっかりとね、要は2020年までに、あんまり時間がないので、遅れることのないようにやっていただきたい。そうしないと、もし他県に負けるようなことになると、せつかく知事がやると言い出して、これやっぱ東京の次でなかったらいかん。実際に動き出すのも、追い越されるようなことがあってはならないので、しっかりと進めていただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に、まだもう一つあるんです。今のJR四国、鉄道なんですけど、これは未電化です。未電化又は非電化と言うんですが、区域でいわゆる大きなディーゼル機関を乗せた車両で運行されております。これは非常に環境面で良くありません。はっきり言って黒い煙も出ておりますし、あんまりこれは褒めたものではない。だから、早くこのクリーンなエネルギーで、いわゆる電化をしていただきたいと、こういうのが我々の思いなんです。徳島の子供たちに、皆さんにもいわゆる電車の乗り心地を味わっていただきたいなという、こういうことも思うんですが、今のJR四国であるとかの財政状況。しかし、技術の進展によってこの課題というのが解決できると思う。トンネルを掘り下げる。そしてまた架線を架設する。こういう、厚薄のインフラ整備をしなくても、それに変わる技術が今はできましたから、これは公共交通議員連盟でも視察に参りました。

近畿車輛^{しやりよう}で、小さなエンジンで、クリーンなエンジン。これは第4次の環境基準にも対応したコマツ製のエンジンなんですけど、エンジンがあって、それで発電をして、そしてその電力で動き出すというHARMOっていう車両なんですけど、これをハイブリッド、いわゆる回生エネルギーを回収をして、そしてバッテリーに蓄電して効率よく動かすという。そうすると極端に排出ガスが落ちてくるわけですね。非常に効果的な。それと同時に、鉄道総研ではいわゆる水素の鉄道車両。水素の燃料電池、これで動く車両も開発が進んでおります。

そこでですね、調べてみました。是非これJR四国、また北海道なんかのいわゆる財政力の経営地盤の弱い所の路線を維持するためにも、そして環境に優しい新しい時代には、やっぱ新車両も入れてバスは水素になる。そして鉄道も、ハイブリッドのディーゼルの物になるか、そしてまた水素の電車を走らせるか。こういうことをシームレスに徳島県がやることによって、これは地方創生にもつながってくる。人口減少化の社会にあってやっぱ地方の鉄道を守っていくためにも、この水素というのは非常に大きなシナジー効果があります。これはいろんな鉄道オタクもやってきますし、徳島県の取組を継承したいという自治体の視察も増えるでしょうし。従って、ここでね、水素、そしてまたハイブリッドのディーゼルによる電力でも動く車両の購入する支援制度が実はございません。これは支援制度がないんです。

そこで、是非皆さんの御了解を頂いて、支援制度を作るように国に求める意見書の一つ出したいなと、こんなふうに思うんですが、まず理事者の意見をお伺いしたいんですがどういうふうにこの問題を考えられるか。所見を聞きたい。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、燃料電池鉄道車両，HARMO，それからハイブリッド車と燃料電池の鉄道車両についての御質問でございます。

燃料電池列車につきましては、今、委員がおっしゃられたように鉄道総研のほうが開発、研究開発、それと実証実験みたいな形で行っていると聞いております。お話にございましたように、まず、我々環境サイドとしましては、水素ということでございますので温室効果ガスを運行時には一切排出しないというふうな形、それと、新たなインフラ整備が少ないということで、それと、併せまして非常に軽装備であるというふうなメリットもあると理解しております。

ただ、一方でですね、コスト削減でありますとか、そもそも車両自体をもう少し小型軽量化をしないといけない問題でありますとか、出力そのものを増大していくような問題、それと、そもそも水素をどういうふうに供給をするか、ステーションをどのように置くかとか、そういうような形になろうかと思っておりますけれども、そういった課題があるのも事実でございます。残念ながらですけども、現段階ではまだ具体的な実用化の時期というのは未定であるというふうな形になっておりますけれども、この点につきましては、いち早く取組を進めていく必要があるのかなと考えてございます。

今後とも、そういった情報は、アンテナを高く情報を即座に収集するという形で努めてまいるとともに、列車ももちろんそうですけども、水素のモビリティとかいろんなことが出てきてございますので、そういったものについての導入に関する支援策について、国に対してもいろいろ提言してまいりたいというふうに考えてございます。

樫本委員

導入に向けての支援策を国に対して要望していきたいとおっしゃいました。どうぞ一つ、よろしくをお願いします。

DMVを今年、発注しますね。そして次に水素バスが導入されます、2020年にね。これ遅れないようにね。その次に、水素グリッド構想の究極の鉄道車両がJR四国で走れるように、そして、徳島県の皆さんにも喜んでいただけるように、そういうことをシームレスに提案し、実現していくことによって、本当に地球環境が良くなるし、また県民の皆さんにも喜んでいただける、そして全国の皆さんにもきていただける、こういう社会を作っていきたいとこんなふうに思います。

まずは開発の支援策、これもしっかりお願いすることと、そして車両購入に向けての支援策もお願いする、こういう視点から、委員長に文案は一任しますのでお願いしたいと思っております。皆さんどうぞ、御賛同よろしくお願ひいたします。

山西委員長

ただいま、樫本委員から燃料電池列車の導入支援制度の創設について、徳島県議会会議則第14条第2項に基づき国に対し意見書を提出願ひたいとの提案がありました。

本件については、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、環境対策特別委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします、意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「委員長・副委員長一任」という者あり)

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

檜本委員

ありがとうございました。終わります。

眞貝委員

先ほど嘉見委員のほうから、御質問があったんですが、農地転用の問題で事業所がルールを犯しておるということでございますが、これが、県の公共工事、農林水産部のほうで発注した場合にですね、このような時の対応はどのようにされるのか、お聞かせいただけますか。

山西委員長

小休します。(11時40分)

山西委員長

再開します。(11時41分)

眞貝委員

担当がないようなので、県土整備部のほうからお答えしていただけますか。

市原県土整備部副部長

公共工事発注の場合は、まず、こういうことが起こった場合というよりも、こういう法令違反等が起こらないように、きちっと業者指導しながら進めていくのが、基本的ルールといたしております。

眞貝委員

公共工事では絶対起こらないという前提で御答弁を頂いたようなんですが、そういうことが起きた場合の話を聞いておるわけで、公共工事でもしそれが起きた場合、どういうふうな対応をするかをお聞かせ願いたいと思います。

市原県土整備部副部長

法令違反が起こった場合ということを前提に御答弁申し上げ難いところもございませけれども、万が一、発生した場合には、法令に基づいて、原状復旧も当然させま

すし、その後、いろんな規定に基づいて、規定違反に掛かるようであれば、ペナルティを科すとか、そういったことでの対応になろうかと考えてございます。

眞貝委員

やはり、そういう答弁を頂けるのであればですね、先ほど嘉見委員が御質問なされた時に、今後どのように対応なさるのかというのを参考にさせていただいて、今後、そのような方向で進めていただきたいと要望いたします。

それと、この、あいさい広場、これ3億円で約400坪あたり、坪単価70万円で収入が1億6,000万円、支出が1億5,000万円というお話を聞いておったんですが、私なんかは商売もしておりますが、商売するにあたって、やはり土地造成も事業費、事業に対してのお金もかかると。事業費、土地と造成と建物でどれぐらいかかって、どれぐらいの売上げで利益があるかを考えると思うんです。先ほど説明いただいたのは、建屋だけの金額ということになってるんですが、土地造成と上の建屋を合わせた総額っていうのは出てるんですか。

新居農林水産部次長

あいさい広場の事業費でございます。もちろんレストランだけの造成費とかは出てきませんので総事業費で申し上げます。まず、総事業費は12億1,000万円でございます。まず直売所とレストランの施設整備に6億5,000万円、それから施設の機材で1億4,000万円、進入道路1億9,000万円、造成費2億3,000万円の計12億1,000万円でございます。

眞貝委員

12億1,000万円。総事業費、完成したらやね。進入路から始まって、上に建屋ができて、12億1,000万円ということで、数字的にちょっと、この収入で利益が出るのかなと思うんですが、産直市もやってると思うんですけど、産直市の現状売上げはどのくらいあるのか。

新居農林水産部次長

まだ去年の決算が上がっていませんので平成27年度の数字で申し上げますと、平成27年度の販売額が12億5,000万円でございます。

眞貝委員

12億5,000万円の売上げ。これ売上げなんですよね、これの利益っていうのは分らないのですか。利益率、物売ってるから良いはずはないわね、これ。

宮本農林水産部次長

この直売所、農家の方が持ってきて販売するというので販売手数料というのを頂いておりますが、それが15パーセントから20パーセントの間だったというふうに思っております。

眞貝委員

そうしたら、それが利益、2億5,000万円ぐらいですかね、2割といたしまして。その2

億5,000万円から人件費、それと償却費等が出てくるわけですが、2億5,000万円と1億6,000万円と、約4億円の売上げを、今後、年間、違う、すみません。12億5,000万円やけん、14億円の売上げっていうことですか、これ、産直とレストランとで14億円の売上げを見込んでいるわけですか。

新居農林水産部次長

新しい施設での収支見込みでございます。まず、収入につきましては約4億4,000万円を見込んでおります。それから、支出につきましては約3億2,000万円見込んでおまして、年間の営業利益につきましては1億2,000万円を見込んでおるところでございます。

眞貝委員

1億2,000万円の売上げで12億円の投資ということでございますね、はい、分かりました。これは、12億円の投資の中で、県が1億5,000万円投資するわけですが、9億幾らのお金がいろいろ支払いに回ると思うんですが、これで、何年ぐらいこのままの推移、売上げが続くと予測しているわけですか。

新居農林水産部次長

実は、この施設全体の補助申請に当たって、施設全体の例えば10年先とか、そういう収支計画というのは、JA東とくしまのほうから頂いておりませんが、これまでオープン以来、ずっと毎年売上げを伸ばしてきておまして、平成27年度で12億5,000万円というふうになっております。

ですので、ここから先ですね、周辺の状況とか、どういうふうに変わっていくか分かりませんが、現在のところですね、こういう形で毎年1億円、利益を確保できていけるのかなというふうに考えておるところです。

眞貝委員

そのような答弁を頂きましたところでございますが、それで判断をしたということでございます。これを、県はどのような形で選考、選考方法っていいですかね、補助金を決めたという方法、これを教えていただけませんか。

山西委員長

小休します。(11時49分)

山西委員長

再開します。(11時49分)

新居農林水産部次長

当該補助金につきましては選考とございますか、まずは希望する地域から申請を頂きまして、今回申請が上がっているのが、このJA東とくしまのあいさい広場と、あともう1店、美馬市の道の駅の農産物直売所農家レストラン、この二つでございます。

眞貝委員

美馬市と、あいさい広場の2か所出ておったということなんですが、どのような所に決め手が、美馬市の道の駅とあいさい広場に決定した違いとか、いろいろ書類を出してきてると思うんですが、その違いを、ちょっと教えてもらえますか。

新居農林水産部次長

この二つの地域、両方とも公募決定しておるところでございます。二つ掛かって、二つ決定してます。

眞貝委員

美馬の場合は、どのような規模で、どのぐらいの公募なんですか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

美馬の事業でございますが、旧美馬町のほうで産直施設と農家レストランをすることになっております。事業費のほうは1億5,000万円、そのうちの半分が補助でございます。規模につきましては、産直施設が200平方メートル、レストランが200平方メートルとなっております。

眞貝委員

ちょっと計算ができのやけど、あいさい広場の規模と美馬の規模であつたら、何対何ぐらいの割合になってるんですか。

山西委員長

小休します。(11時52分)

山西委員長

再開します。(11時53分)

新居農林水産部次長

規模の比較でございます。あいさい広場のほうは、施設の全体で2,893.82平方メートルでございます。美馬のほうは全て入れて500平方メートルでございます。

眞貝委員

美馬のほうは、産直市のほうも補助金が出てるんですか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

産直施設とバックヤードとレストランを対象としております。

眞貝委員

ちょっと僕、不可解に思うんですが、収益出す補助金がですね、違うんでしょうが、12億円もの投資をしてやっていくところの黒字化っていうのを、現状では徳島県が大丈夫なのかなと一番に思うんです。それだけ中山間地域の農産物を売るということで、補助金を付けるのは非常にいいと思うんですが、あまりにも過大投資している所に付けておるのかなということを思います。

それと、申込みは、この2か所だけだったわけですね。

新居農林水産部次長

申請いただいたのは2地域でございます。

眞貝委員

ちょっと確認をしておきたいんですが、この補助金が付いたレストランが、仮に営業が非常にレストランの売上げが厳しくなると、それで、レストランの規模を縮小して産直のほうの広場を広げると、そういう計画案が出た時はどのような対応になるんですか。

新居農林水産部次長

あいさい広場につきましては、なぜレストランだけが補助対象になっておるかということなんですけれども、飽くまで中山間地域のところでございまして、実際、直売所のほうはですね、小松島市、阿南市、そういった所からも産品がたくさん出てくるところでございまして、そこについては対象外ということになっています。

ですので、補助対象外ということでございますので、例えば、その比率が変わってですね、レストランを縮小して直売所が増えてきた場合、これについては補助金の適化法も関わってくるので、そのへんの修正が必要になってくるかと考えております。

眞貝委員

やはり年数に応じて、もし中身が移動して、今言われたように産直市になった場合は、年数に応じた償却に応じての返却を求めるということでよろしいですか。

新居農林水産部次長

指摘のとおりでございます。

眞貝委員

ある程度聞かせていただきました。ちょっと12億円という設備投資が僕はちょっと非常に疑問符が付くんんですが、分かりました。

それでいろいろ問題点は出てくるかも分かりませんが、今後ともいろいろ工事含めて慎重に考えて事業を進めていただきたいと思います。

古川副委員長

県では、昨年、脱炭素社会の実現に向けた気候変動推進条例を制定して、3本の矢ということで条例と新たな温室効果ガスの削減目標の追加、そして適応戦略を策定して、この

3本の矢で対応していくということでございます。背景には、ここ3年連続過去世界の平均気温が上がってきているというのがあるかと思えます。本当に、300年前と比べてほぼ1度、上がっているという状況でございます。でも、今回パリ協定では、何とか2度までに止めようという目標ですので、ですから逆に言うと、あとまだ1度は、倍には上がるということでございますので、これからますます温暖化の影響が現れてくるのかなと思っております。

最近やっぱり雨の降り方もちょっと変わってきたと思えますし、この適応戦略の中にも既に現れている影響、また中長期的に避けられない影響に対して、適切に対応する必要があるということが書かれておりますし、雨の降り方に関しましては、1日の降雨量、やっぱり100ミリリットル以上の大雨の日が西日本も増えている。徳島でも増加傾向にあるということでございますし、また、短時間強雨の増加、これに伴いまして、今世紀中には多くの地域で、河川の平均流量が2倍に増加する可能性が予測されているということも書かれておる状況でございますので、本当に、最近、時には尋常でない降り方もしますし、これからますます2度まで上がるとすれば、台風も巨大化をしてくるということで、そういった中で適応戦略の中でも、こういう浸水被害、浸水対策をしっかりやっていくということも書かれております。

今回、吉野川の無堤地区の解消に向けて動きも出てきましたし、那賀川のほうも、加茂谷のほう、また和食のほうも堤防をしていくということで動きがあります。

ただ、私が心配していますのは、やはり大きな河川。当然進めていかないといけないんですけども、いわゆる小さい河川とか内水ですね。そういった所の浸水被害も、ここ数年間でかなり出てるんじゃないかなと思っているんですけども、そのあたりの対策っていうのは、まだまだ難しいところがあるのかな、動きがないのかなというような感じを受けているんですけども。この内水対策と言いますか、そのあたりの浸水被害の対策については、今回の適応戦略の策定の過程とか、いろいろ議論もあったかと思うんですけども、そのあたりどのような考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

披田河川整備課課長補佐

気候変動により、県はどのような浸水対策に取り組んでいくのかという御質問かと思えます。気候変動に伴いまして、堤防をはじめとする施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されておまして、このような想定を上回る浸水被害を最小限にするためには、委員おっしゃられました、河川改修によるハード面の対策に加えまして、洪水時の迅速な住民避難や的確な水防活動を行うためのソフト対策は重要と認識しております。

このようなことから、国から施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を根本的に転換いたします水防災意識社会再構築ビジョンが示され、ハード・ソフト一体として「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、この度水防法も改正されたところでございます。

こうした考えの下、本県では従来から実施しております避難判断に必要な雨量・水位等の水防情報の発信に加えまして、迅速な住民避難に必要である、平成26年の台風12号、11号による浸水の実績の図面とか計画区分による洪水浸水想定区域図の公表。大きな洪水が発生することが予想される時、水防関係者や住民のとるべき行動を時系列で示しました水

害対応タイムラインの公表。また、すだちくんメールを活用いたしました洪水情報のプッシュ型配信などのソフト対策の取組を、関係機関と連携して進めているところでございます。

今後とも地元市町と関係機関と連携しながら、ハード・ソフト一体として取り組み、浸水被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

古川副委員長

今日、課長がきてないということで、きちっと文章にまとめて答弁していただいたんですけども、簡単に言うと、これからどんどん雨の降り方も激しくなっていくし、なかなか施設では防ぎきれないので、まずはとにかく逃げる態勢を整えようというような感じの答弁だったかなと思うんですけども。私も去年ですね、上八万のお宅が床上浸水になって、お見舞いも行かせてもらった。床上浸水になると泥が大変な状況で、そこのお宅は2年前にも同じような感じになって、やはり数年の内に何回もそういうような状況になると、安心して生活できない。かといって、これだけ雨の降り方が激しくなってくると、なかなかすぐに対策も立てられないというのはよく分かるんですけども、そういった中で、やっぱり適応戦略の中にも、中長期的な対策もやはり考えていかなければいけないということで、そういうような議論もしていかなければいけないんじゃないかなと思ってるんですが、このあたりについては何か考えを聞かせていただけますか。

市原県土整備部副部長

委員お話のとおり、気候変動への対応。一つは地球温暖化を防止するという施策は当然必要になってこようかとは思いますが、お話のとおり、既に進んでおります地球温暖化、これにどう適応していくか。これも一つ大きな重要課題であると考えてございます。そうした中で、県の気候変動適応戦略の中では、先ほど御質問の中にもありましたように、非常に豪雨が頻発して、河川の浸水の可能性も高まるということで、ハード・ソフト両面での対応というのが必要かと思いますが、まずは、私どもといたしましては、河川改修、樋門改良といろんな面でハード対策を計画的にしっかりとやっていかななくてはならないと考えてございます。そうしたことから、今後この戦略を踏まえまして、部内でもしっかりと今後の計画的なハード整備について検討していかななくてはならないというふうに考えているところでございます。

一方、ソフトのほうでも、やはり県民の方々に川に対する知識。それから、これからますます頻発するであろう自然災害。そういったことにも知識を深めていただいて、先ほど副委員長さんからもお話のあったように、まずはその危険性と避難、迅速な避難についての知識を高めていただくということで、戦略の中でも条例の制定と普及に関することについての課題、施策として載せたところでございます。

本年4月1日に、この条例、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例をスタートいたしまして、本年、条例元年ということで、6月5日を徳島県の水防の日と定め、小学生の方々なんかにも水教育をするようなイベントもやったところでございます。

そういったことで、今後ハード・ソフト両面合わせまして、しっかりと取り組みまして条例の趣旨であります治水、災害対応、水教育はじめ、利水、水循環及び環境といった、

この条例の5本柱これがしっかりと施策に反映できるように努力してまいりたいと考えております。

古川副委員長

よろしく申し上げます。また、小河川とか内水の対策となると、市町村も当然絡んでくるし、農林水産部のほうもそういう対策は関係してくるのかなと思うんですけども、農林水産部はどういったところを担っていて、そのあたりの認識はどうかというのをお聞かせ願いますか。

谷中山間・鳥獣害対策担当室長

農林水産部関係の対応という御質問でございます。近年、農地や農業用施設が、災害によって大きく被害を受けることがございます。それに関しましては、災害復旧事業で早期に営農の再開ができるように対応していくところでございます。

また、県ではこれまでも浸水被害を防ぎ、農業生産条件の改善を目的としまして、かんがい排水事業により、排水機場や排水路の整備に取り組んできたところでございます。一方、地域が都市化したり、宅地化したりして、こういったかんがい排水施設が整備できている所でも再び災害があった時に内水が溜まるという被害が発生しているような地域もございます。そういった地域では、排水機場とか排水路を整備する^{たんすい}湛水防除事業に取り組んでいるところでございます。

今後とも浸水被害の生じている所や、被害の想定される地域につきましては、地域の要望に基づき着実に対策を進めていきたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。本当に、いよいよ温暖化の影響が具体的に現れてきて、なかなか対策が追い付いていかない状況が現れてきているのかなと思うんですけども、県のほうも国に対しても、今回そういう部分の政策提言も上げて、そういう予算の確保ですね、政策提言に上げていただいておりますので、これは、県だけではなかなかできない問題と思いますので、国のほうにもしっかりと要望していただいて、また県内でも土木、農林水産部だけでなく、市町村も巻き込んで、そういった対策の機運をしっかりと作っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと一点なんですけれども、これも、先ほど3本の矢で新たな目標を設定したということで、国よりも高い2030年まで、国は2026年なんですけど、県は40パーセント、CO₂を2013年に比べて削減するという大きな目標を掲げましたので、これ、言っただけになったらいかんと思いますのでね。しっかりと実現をしていかなければいけないと思います。

それで、CO₂40パーセント削減となると、やはり自然エネルギー、再生可能エネルギーの導入というのがやっぱり大きな対策の一つになってくると思うんですけども、県は自然エネルギー立県とくしま推進戦略というのを立てて目標も決めてやっています。マイルストーンとして2020年までに、県内の電力事業のうちの自然エネルギーの部分を25パーセントに持っていくということですね。その10年後、2030年までには37パーセントまで上げていくという目標を立てていらっしゃると思うんですけども。それで、2020年までに25パーセ

ント、この戦略の中に書かれて、平成26年度時点で22パーセントまできているということでございます。

じゃあ平成28年度、実績はどうなってますでしょうか。もし出てないのであれば平成27年度でもいいんですけど、県内の電力需要量が幾らで、そのうち何パーセントというのを教えていただけますか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま古川副委員長から、自然エネルギーの自給率の現在の数字というふうな形の御質問かと存じます。最新の数字で申し上げますと、平成27年度の数字ということでご容赦いただきたいと思えます。

平成27年度につきましては、実は水力の部分が多分にウエイトが高くございまして、非常に豊水であったというようなことが一番大きい原因でございます。実は26.5パーセントという形で、2020年度目標の25パーセントをその瞬間的にということになるかもしれませんが、既に一応クリアしている状態となっております。

ただ、これ豊水・渇水、いろいろ状況もございまして、そのあたりは十分に、今後、目標の部分についても、検討していく必要があるのかなと思えますけれども、現段階での最新の数字ということであれば、26.5パーセントという形で申し上げたいと思えます。

古川副委員長

既にマイルストーンである2020年の目標は、平成27年度はクリアしたということでございますけど、平成27年度の電力の総需要量は、平成26年度よりやっぱり下がっているという形になってますか。

岡島自然エネルギー推進室長

御質問は、需要量ということでございます。自然エネルギーの自給率をはじく際の、いわゆる分母の部分ではないかと思えますが、そちらについても、省エネのお声掛けとか皆様方の意識の向上というようなこともあるかと思えますけれども、分母のほうも下がってきてるというような状況と認識しております。

古川副委員長

分かりました。省エネによって電力を抑えて、そして自然エネルギーを増やしていくということで。今度2030年のこの37パーセントというところをどうしていくかということが大きいかなと思えます。

これを見ていると、太陽光がさらに2020年からまだ2倍ぐらい増やしていくことになって、風力を0.7パーセントから4.5パーセントまで、これはかなり増やしていくということを書かれています。バイオマスは、今、会社とかもできて、ここは増えていくんだろうと思うんですけども、この風力の0.7パーセントから4.5パーセントまで増やすというこの戦略はどのように考えてますか。

岡島自然エネルギー推進室長

今後の風力発電に係る伸びの根拠といいたいまいしょうか、方向性といいたいまいしょうか、という御質問かと存じます。まず、非常に大きい風力というような形で御説明申し上げますと、今、上勝それから神山の稜線沿いに、大規模な風力発電施設ということを用意しているというふうに聞いてございます。これは、非常に大きい数字になってございますので、これである程度大部分、そういった目標に近い形になるのではないかとというような点が一つでございます。

それともう一点、鳴門市のほうで、これは洋上風力みたいな形になりますけど、ゾーニングというような形でいろいろ調査をしているというところでございます。まだまだいろんなハードルもあると思いますけれども、そういった形での計画も進んでいるという点。

それと、本県でも、もちろん先ほどの鳴門市と県と連携も当然とっているという点。本県についても、洋上風力というような形で、今調査をやらせていただいているところでございます。そういうふうな形で、県が進めていく中で、実はいろんな業者さんといいたいまいしょうか、どういう状況になってますかというようなお問合せも民間事業者にきてございますので、そのあたり、またいろいろ関係事業者ともいろいろお話もしながらという形になるかと思っておりますけれども、全体前向きに話を進めていっているというような状況でございます。

古川副委員長

分かりました。風力についても、今、大きな計画があるので、かなりの部分がそれでクリアできるのではないかとございまして、この目標も何とか2030年までにしっかり達成していくとございまして、しっかり頑張っていっていただきたいと思っておりますけれども。なかなかこういった施設、やっぱりお金がかかりますので、投資もかかりますので、どういうふうにあんまりお金のない徳島県で、資金を確保していくか。また、大きい企業だけじゃなくて、本当に民間をしっかりとこういったところに投資ができるような環境をどう作っていくかということも大きな部分だと思いますので、そのあたりもしっかりとまた一緒に勉強しながら進めていっていただきたいなと思っております。

山西委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月29日火曜日から8月30日水曜日までの二日間の日程で、住民参加型太陽光発電事業の取組や木質バイオマス発電施設での森林資源活用策を調査するため、関西方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時17分)